

益田地区広域クリーンセンター 整備及び運営事業

要求水準書 (案)

平成16年3月

益田地区広域市町村圏事務組合

目 次

第 1 章 事業の基本条件-----	1
第 1 節 一般事項-----	1
1 . 事業目的 -----	1
2 . 事業名称 -----	1
3 . 事業実施場所 -----	1
4 . 事業期間 -----	1
第 2 節 施設の立地条件-----	2
1 . 管理区域 -----	2
2 . 進入路 -----	2
3 . ユーティリティ -----	2
第 3 節 施設の計画条件-----	3
1 . 処理対象物の種類 -----	3
2 . 計画処理量 -----	3
3 . 計画性状 -----	4
4 . 搬入車輛の種類 -----	4
5 . 処理方式 -----	4
6 . 施設規模 -----	5
7 . 稼働日数 -----	5
8 . 系列数 -----	5
9 . 環境保全基準値 -----	5
第 4 節 業務範囲の分担-----	7
1 . 事業者の業務範囲 -----	7
2 . 広域組合の業務範囲 -----	8
第 2 章 施設の整備に関する要件-----	9
第 1 節 整備に関する基本的事項-----	9
1 . 適用範囲 -----	9
2 . 材料及び機器 -----	9
3 . 試運転及び性能試験 -----	9
4 . 提出図書 -----	11
5 . 検査及び試験 -----	12

6 . その他 -----	12
第2節 機械設備の設計・施工-----	14
1 . 受入・供給設備 -----	14
2 . 燃焼設備又は溶融設備 -----	15
3 . 燃焼ガス冷却設備 -----	15
4 . 排ガス処理設備 -----	15
5 . 余熱利用設備 -----	16
6 . 通風設備 -----	16
7 . 灰出し設備 -----	16
8 . 貯留・搬出設備 -----	16
9 . 排水処理設備 -----	16
10 . 電気・計装設備 -----	16
11 . 周辺住民への情報公開設備 -----	17
12 . 見学者用説明設備 -----	17
第3節 建築物等の設計・施工-----	18
1 . 施設配置・動線計画 -----	18
2 . 建築物及び建築設備 -----	19
3 . 外構施設 -----	20
第4節 その他付帯業務-----	21
1 . 生活環境影響調査 -----	21
2 . 国庫補助金等申請手続き -----	21
3 . 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き-----	21
4 . 周辺住民への対応 -----	21
5 . 緑地の整備 -----	21
6 . 管理区域の清掃及び除草 -----	22
第3章 施設の運営に関する要件-----	23
第1節 運営に関する基本的事項-----	23
1 . 適用範囲 -----	23
2 . 性能保証事項の遵守 -----	23
3 . 安全かつ安定な運転の励行 -----	23
4 . 関係法令等の遵守 -----	23
5 . 運営に必要な有資格者等の確保 -----	24

第 2 節 処理対象物の受入れ及び処理-----	24
1 . 処理対象物の受入れ -----	24
2 . 処理対象物の処理 -----	25
第 3 節 副生成物等の有効利用又は最終処分-----	25
1 . 副生成物の有効利用 -----	25
2 . 副生成物等の最終処分 -----	25
3 . 最終処分への運搬 -----	26
第 4 節 環境保全の管理-----	26
1 . 施設運転中の計測管理 -----	26
2 . 運転データの記録・報告及び情報公開-----	26
3 . 施設の運転管理 -----	26
第 5 節 施設の維持管理-----	29
1 . 維持管理の実施方法 -----	29
2 . 維持管理の実施 -----	29
第 6 節 その他付帯業務-----	29
1 . 施設見学者への対応 -----	29
2 . 施設の警備 -----	29
3 . 緑地の維持管理 -----	30
4 . 管理区域の清掃及び除草 -----	30
5 . 広域組合への施設所有権の移転手続き-----	30

添付資料-1 事業実施場所

添付資料-2 管理区域の計画平面図

添付資料-3 管理区域の推定岩盤平面図

添付資料-4 処理量の将来予測値

添付資料-5 性状分析結果

添付資料-6 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

添付資料-7 月別処理量の実績値

第 1 章 事業の基本条件

本要求水準書は、益田市、美都町、匹見町、津和野町、日原町、柿木村、六日市町で構成する益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という）が発注する益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に適用する。なお本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という）に基づいて進めるものとする。

第 1 節 一般事項

1. 事業目的

本事業は、広域組合の構成市町村から発生する可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等の廃棄物を適正に処理するために、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という）が一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という）を整備し運営を行うことを目的とする。特に、事業者が施設整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政縮減、最新技術の投入による循環型社会への貢献、斬新で柔軟なサービスの提供等を期待するものである。

2. 事業名称

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

3. 事業実施場所

島根県益田市多田町地内（「添付資料-1 事業実施場所」参照）

4. 事業期間

整備期間 約 3 年間

運営期間 15 年間

注）整備期間（本施設を整備するために要する設計・施工，手続き等の期間）については、できる限りの短縮に努めるものとする。

第2節 施設の立地条件

1. 管理区域

本事業で対象とする用地（以下「管理区域」という）は，広域組合が確保するものとする。（「添付資料-2 管理区域の計画平面図」参照）

1.1 面積

施設用地(本施設の建設予定用地)	: 約 1ha
上記以外の用地	: 約 2ha
<hr/>	
合計	: 約 3ha

1.2 地形・地質

管理区域については，「添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示すとおり広域組合が土地造成を別途行うものとする。なお，地質状況については，「添付資料-3 管理区域の推定岩盤平面図」を参照のこと。

1.3 都市計画事項等

施設用地は都市計画区域外である。

2. 進入路

進入路は，施設用地の東側入口部に西石見地区広域農道から至るルートと農道取付道から至るルートの2本とする。（「添付資料-2 管理区域の計画平面図」参照）

3. ユーティリティ

3.1 電気

事業者は，中国電力株式会社と協議して受電取り合い点の決定を行うものとする。

3.2 上下水道

広域組合が西石見地区広域農道に専用の上水道を敷設し，配水池まで給水するものとする。事業者は，広域組合と協議して管理区域内に配水池を設置し，その配水池から上水道を引き込むものとする。なお，管理区域周辺には下水道が敷設されていない。（「添付資料-2 管理区域の計画平面図」参照）

第3節 施設の計画条件

1. 処理対象物の種類

本施設の処理対象物は、広域組合の構成市町村から発生する以下の廃棄物とする。

1.1 収集可燃ごみ

広域組合構成市町村が委託した収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみである。

1.2 持込可燃ごみ

広域組合構成市町村圏内の住民、事業者及び収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみである。

1.3 リサイクルプラザ残渣

益田市ならびに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクルプラザから発生する可燃残渣（木くず及びプラスチック類）である。

1.4 汚泥等

益田市外四町環境衛生組合ならびに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥である。

2. 計画処理量

処理対象物の計画処理量は、表-1 に示す平成 25 年度における将来予測値とする。但し、計画処理量だけでなく、平成 25 年度までの将来予測値の経年変化についても考慮に入れるものとする。（「添付資料-4 処理量の将来予測値」参照）

表-1 処理対象物の計画処理量

処理対象物	計画処理量
ア．収集可燃ごみ	11,200 t / 年
イ．持込可燃ごみ	4,400 t / 年
ウ．リサイクルプラザ残渣	600 t / 年
エ．汚泥等	2,500 t / 年
合 計	18,700 t / 年

3. 計画性状

3.1 計画ごみ質

処理対象物の計画ごみ質は、表-2 に示す値を原則とするが、事業者が「添付資料-5 性状分析結果」に基づいて検証を行うものとする。

表-2 処理対象物の計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ時	基準ごみ時	高質ごみ時
低位発熱量		kcal/kg	1,000	1,700	2,400
		kJ/kg	4,200	7,100	10,000
三成分	水分	%	65.8%	52.2%	38.6%
	可燃分	%	31.0%	44.7%	58.4%
	灰分	%	3.2%	3.1%	3.0%
単位容積重量		kg/m ³	235	193	150

3.2 収集及び持込可燃ごみの形状

収集及び持込可燃ごみの形状は、原則として「添付資料-6 収集及び持込可燃ごみ形状の現状」に示すとおりとする。但し、事業者は、住民サービスの向上のために、本施設で受け入れる形状の制限をできるだけ緩和するものとする。

4. 搬入車輛の種類

処理対象物の搬入車輛の車種及び積載重量は、下記のとおりである。

処理対象物	搬入車種の車種及び積載重量
収集可燃ごみ	パッカー車(2t、2.8t、3.45t、3.5t)
持込可燃ごみ	パッカー車(2t、2.6t、3.45t、3.5t) トラック(2t、軽) 自家用車
リサイクルプラザ残渣	平ボディ車(4t)
汚泥	開閉式深ダンプ(4t)

5. 処理方式

本施設の処理方式は、次の3方式のいずれかを採用するものとする。

- (1) シャフト炉式ガス化溶融方式
- (2) 流動床式ガス化溶融方式
- (3) ストーカ+灰溶融方式

6 . 施設規模

本施設の施設規模は、70t/日を原則とするが、計画処理量、平成 25 年度までの将来予測値の経年変化等に基づいて、事業者が計画月変動係数、稼働日数等を考慮のうえ設定するものとする。（「添付資料-7 月別処理量の実績値」参照）

7 . 稼働日数

本施設は、24 時間連続運転とし、年間稼働日数を 280 日以上とする。

8 . 系列数

本施設は、系列数を 2 系列（2 炉）以上とする。但し、ストーカ + 灰溶融方式を採用する場合の灰溶融施設はこの限りではない。

9 . 環境保全基準値

9.1 排ガスに関する基準値

排ガス（煙突出口）については、周辺住民との環境保全協定による下記の基準値を遵守するものとする。

(1) ばいじん	0.01g / m ³ N以下	(乾きガス : 0 ₂ 12%換算値)
(2) 硫黄酸化物	20ppm以下	(乾きガス : 0 ₂ 12%換算値)
(3) 塩化水素	70mg / m ³ N以下	(乾きガス : 0 ₂ 12%換算値)
(4) 窒素酸化物	50ppm以下	(乾きガス : 0 ₂ 12%換算値)
(5) ダイオキシン類	0.01ng-TEQ / m ³ N以下	(乾きガス : 0 ₂ 12%換算値)

9.2 騒音に関する基準値

騒音については、施設の供用時は下記の基準を、また工事中は「特定建設作業にともなって発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号）」をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

昼 間 : 55 デシベル以下 (6 ~ 22 時)

夜 間 : 45 デシベル以下 (22 ~ 6 時)

9.3 振動に関する基準値

振動については、施設の供用時は下記の基準を、また工事中は「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年総理府令第 58 号）」をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

昼 間：65 デシベル以下（6～22 時）

夜 間：60 デシベル以下（22～6 時）

9.4 悪臭に関する基準値

悪臭については，敷地境界線上において表-3 の基準を遵守するものとする。

表-3 悪臭に関する基準値

悪臭物質の種類	規制基準（単位 ppm）
アンモニア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 "
硫化水素	0.02 "
硫化メチル	0.01 "
二硫化メチル	0.009 "
トリメチルアミン	0.005 "
アセトアルデヒド	0.05 "
プロピオンアルデヒド	0.05 "
ルナルブチルアルデヒド	0.009 "
イソブチルアルデヒド	0.02 "
ルナルバレールアルデヒド	0.009 "
イソバレールアルデヒド	0.003 "
イソブタノール	0.9 "
酢酸エチル	3 "
メチルイソブチルケトン	1 "
トルエン	10 "
スチレン	0.4 "
キシレン	1 "
プロピオン酸	0.03 "
ルナル酪酸	0.001 "
ルナル吉草酸	0.0009 "
イソ吉草酸	0.001 "
臭気指数	10 以下

9.5 副生成物に関する基準値

(1) 溶融スラグに関する基準値

溶融スラグについては、旧厚生省生活衛生局水道環境部長による「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」(平成10年3月26日付生衛発第508号通知)に記述してある「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」を遵守するものとする。

(2) 溶融飛灰に関する基準値

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」(平成4年7月3日厚生省告示第16号)に基づいて処理した溶融飛灰(以下「溶融飛灰処理物」という)を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(昭和48年2月17日総理府令第5号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成12年1月14日(厚生省令第1号))を遵守するものとする。

第4節 業務範囲の分担

1. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は以下に示すとおりとする。

1.1 施設の整備に関する業務

- (1) 機械設備の設計・施工
- (2) 建築物等の設計・施工
- (3) 生活環境影響調査
- (4) 国庫補助金申請手続き
- (5) 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- (6) 周辺住民への対応
- (7) 緑地の整備
- (8) 管理区域の清掃及び除草
- (9) その他これらを実施する上で必要な業務等

1.2 施設の運営に関する業務

- (1) 処理対象物の受入れ及び処理
- (2) 副生成物等の有効利用又は最終処分

- (3) 環境保全の管理
- (4) 施設の維持管理
- (5) 施設見学者への対応
- (6) 施設の警備
- (7) 緑地の維持管理
- (8) 管理区域の清掃及び除草
- (9) 広域組合への施設所有権の移転手続き
- (10) その他これらを実施する上で必要な業務等

2 . 広域組合の業務範囲

広域組合の業務範囲は以下に示すとおりとする。

2.1 施設の整備に関する業務

- (1) 管理区域の確保と住民合意の取得
- (2) 土地造成 , 進入路及び上水道に係る設計・施工
- (3) その他施設整備に関する行政手続き等の支援

2.2 施設の運営に関する業務

- (1) 廃棄物の提供
- (2) 副生成物の最終処分場の確保
- (3) 本事業の実施状況の監視
- (4) 行政視察者への対応

第2章 施設の整備に関する要件

第1節 整備に関する基本的事項

1. 適用範囲

本要求水準書は、本施設を整備するにあたり考慮すべき最低限の内容について定めたものである。従って、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業を実施するうえで必要な施設及び資源エネルギー等リサイクルするに必要な設備については、事業者の責任においてすべて完備すること。

2. 材料及び機器

- (1) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とすること。
- (2) 日本工業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗装工事規格(JPS)等の規格品又はその相当品を使用すること。

3. 試運転及び性能試験

3.1 試運転

- (1) 事業者は、据付工事完了後、試運転及び性能試験の要領を記載した「試運転計画書」及び「性能試験計画書」を作成し、広域組合の確認を受けたうえで性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間は、性能試験を含めて原則90日間以上とすること。
- (2) 試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合には、事業者は責任をもってその故障、不具合等の改善にあたること。なお、機器故障等で試運転の継続に支障が生じた場合には、事業者は炉の緊急停止を行ったうえで広域組合に連絡し、その対応を協議すること。
- (3) 試運転及び性能試験のための処理対象物の提供は、広域組合が行うものとする。なお、処理対象物の提供とは、広域組合の構成市町村から収集した処理対象物を所定の位置(事業者が指定)に搬入するまでをいう。
- (4) 事業者は、処理対象物の搬入方法及び計画性状等について広域組合と協議を行ったうえで、その内容を「試運転計画書」及び「性能試験計画書」の中に定めること。

3.2 性能試験

- (1) 性能試験は、本施設が要求性能を達成できることを確認するために実施するものであり、試運転期間中に事業者の責任により実施すること。
- (2) 広域組合は、必要に応じて、代理人（専門的な知見を有する有識者等で、事前に事業者へ通知されるもの等）を指定できるものとし、かかる代理人が性能試験に立ち会う場合もあるものとする。
- (3) 性能試験実施時の主要な計測については、法的資格を有する計量証明機関が実施すること。
- (4) 燃焼炉・溶融炉及びその付随設備を2系列以上としている場合は、広域組合との協議により性能保証事項が確認可能な計測項目については系列ごとに実施すること。
- (5) 連続3日間以上の定格運転（処理対象物の定格量を本施設に装荷した状態で行う運転のことをいう。）を実施し、3日間の処理能力に見合う処理量の処理を行うこと。
- (6) 試験項目は、「3.3 性能保証事項」と同様とする。その計測等の性能試験の詳細については、「性能試験計画書」において定めるものとする。
- (7) 性能保証事項に関する性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）については、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。但し、該当する試験方法等がない場合は、最も適切な方法を広域組合に提出し、確認を得てから実施すること。
- (8) 性能試験の一環として、非常停電、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機器の安全性を確認すること。
- (9) 性能保証事項を達成することができなかった場合には、事業者は自らの費用負担で必要な本施設の改造、調整を行い、改めて性能試験を実施すること。

3.3 性能保証事項

(1) 処理能力

処理対象物の計画性状の範囲において計画処理量を1日24時間連続運転で処理できる能力を有すること。

(2) 環境保全条件

第1章 第3節 8.1 に示す「排ガスに関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 8.2 に示す「騒音に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 8.3 に示す「振動に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 8.4 に示す「悪臭に関する基準値」を満たすこと。

第1章 第3節 8.5 に示す「副生成物に関する基準値」を満たすこと。

3.4 副生成物の取り扱い

試運転及び性能試験によって発生した副生成物については、事業者の責任において適正に処理・処分を行うこと。

3.5 広域組合への報告

試運転及び性能試験，副生成物の処理・処分については，それぞれが終了した後に実施した結果を広域組合へ報告すること。

4. 提出図書

4.1 実施設計図書

事業者は，落札者として選定された後，直ちに実施設計に着手し，以下に示す実施設計図書を各2部広域組合に提出すること。

- (1) 総 則
- (2) 設備仕様書
- (3) 設計計算書
- (4) 施設全体配置図，主要平面図，断面図，立面図
- (5) 各階機器配置図
- (6) 設備組立平面図，断面図
- (7) 電気・計装系統図
- (8) 工事仕様書
- (9) 工事工程表
- (10) 内 訳 書
- (11) パース（完成予想図）
- (12) 施設概要説明資料
- (13) その他指示する図書

4.2 施工計画書

事業者は，施工の開始前に以下に示す施工計画書を各2部広域組合に提出すること。

- (1) 工事概要
- (2) 工事工程表（詳細版）
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理計画書
- (5) 主要資材リスト

- (6) 施工方法 (主要機械 , 仮設備計画 , 工事用地を含む) 説明書
- (7) 施工管理計画書
- (8) 緊急時の体制及び対応説明書
- (9) 交通管理計画書
- (10) 環境保全計画書
- (11) 現場作業環境管理計画書
- (12) その他

4.3 完成図書

事業者は、施設の完成に際して以下に示す完成図書を各 1 部広域組合に提出すること。

- (1) 竣工図 (A1 版)
- (2) 竣工図縮小版 (A3 版)
- (3) 竣工原図 (C D)
- (4) 取扱い説明書
- (5) 運転管理要領書
- (6) 設備機器台帳
- (7) 試運転報告書
- (8) 性能試験報告書
- (9) 単体機器試験成績書
- (10) 工事記録写真集及び竣工写真集
- (11) その他各種届出書及び許可書
- (12) その他広域組合が指示するもの

5. 検査及び試験

材料検査 , 工場検査等の各種の検査や試験等については , 「施工計画書」の中にその実施スケジュール等を明示し , 事業者の責任により実施すること。

6. その他

6.1 関係法令等の遵守

本施設の設計・施工にあたっては , 下記の関係法令等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ごみ処理施設性能指針 (厚生省 生衛発第 1572 号 (平成 10 年 10 月 28 日) 「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」)

- (3) ダイオキシン類対策特別措置法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 水質汚濁防止法
- (9) 消防法
- (10) 建築基準法
- (11) 労働安全衛生法
- (12) 電気事業法
- (13) 都市計画法
- (14) その他関係ある法令，規則，基準書等

6.2 安全衛生管理

事業者は，本施設の施工中，その責任において安全に配慮して危険防止対策を行うとともに，作業従事者への安全教育を徹底し労務災害の発生がないように努めること。また，工事車両の出入りについては，周囲の一般道における交通に支障を来たさないよう配慮すること。

6.3 環境保全

事業者は，低騒音，低振動型等の建設機械を用いるなど，周辺環境の保全に配慮して本施設の施工を行うこと。

6.4 施工管理

事業者は，資材置場，資材搬入路，仮設事務所などについて広域組合と十分に協議を行い，住民の生活等への支障が生じないように計画し実施すること。また，整理整頓を励行し，火災，盗難などの事故防止に努めること。なお，事業者は，施工計画書のとおり本施設が施工されているかを確認し，定期的に広域組合に報告すること。

6.5 建設副産物等の取り扱い

本施設の建設に伴って発生する建設副産物等については，関係法令等に従い，適正に処理・処分あるいはリサイクルすること。但し，建設発生土については，広域組合が別途用意する管理区域の隣接地で適切に処分すること。

6.6 竣工式

事業者は、施設の完成後に広域組合と協議のうえ事業者の負担で竣工式をとり行うこと。

第2節 機械設備の設計・施工

1. 受入・供給設備

1.1 計量機

- (1) 搬入出車両に積載されたままの状態、処理対象物及び副生成物の重量を測定し、構成市町村別に記録し、その記録を保存するための設備を設けること。
- (2) 処理対象物のうち、事業者及び収集運搬許可業者が搬入する持込ごみについては、重量測定後、料金徴収（レジスターの設置によるレシート発行）が行えるようにすること。

1.2 プラットホーム

- (1) 搬入車両が単純な動線で進入・ごみ投入作業・退出ができるように、15m以上の幅と十分な面積を確保すること。
- (2) プラットホーム内に監視員室及び男女別のトイレを設置すること。
- (3) プラットホームの出入口にエアーカーテンと自動開閉扉を設置すること。

1.3 投入扉

- (1) 搬入車両の運転者が下車することなく、処理対象物をごみピットに容易に投入できる構造とすること。
- (2) 投入扉を設置する部分の上部にはゲート番号灯を設けるとともに、安全地帯の壁に安全帯用フック及び投入扉の前に安全柵等の防護金具を設置すること。

1.4 ダンピングボックス

- (1) 持込ごみ搬入車両から人力により荷下しする場合には、ごみピットへの転落事故発生の危険があるため、このような事故発生を防止する目的で投入扉前のプラットフォーム床にダンピングボックスを設置すること。
- (2) ダンピングボックスには安全地帯及び安全柵等の防護金具を設置すること。

1.5 ごみピット

- (1) ごみ搬入車両とクレーンバケットとの衝突を防ぐように配慮するとともに、必要箇

所に人がごみピットに落下した場合の警報装置を設置すること。

- (2) 安定的なごみ処理のために、ごみ搬入量の変動、年間運転計画（特に炉等の停止期間）気象条件、不測の事態の発生等を考慮し、余裕を持った貯留能力を確保すること。

1.6 汚泥受入・供給装置

- (1) し尿処理施設等から搬入されたし尿汚泥等を受入れて、焼却炉又はガス化炉まで供給するための汚泥受入・供給装置を設置すること。
- (2) 十分な臭気対策を講じること。

1.7 前処理装置

- (1) 収集及び持込可燃ごみを受け入れる形状の制限をできるだけ緩和するために必要な破砕機等を設置すること。
- (2) 収集及び持込可燃ごみを受け入れる形状は、広域組合と協議のうえ決定すること。

1.8 脱臭及び薬剤噴霧装置

- (1) ごみピット内の臭気は吸引して燃焼・溶融設備で燃焼用空気として利用し、無臭化を図れるような構造とすること。
- (2) 全炉停止期間中等に燃焼用空気として利用ができない場合においても、脱臭できるような構造とすること。
- (3) プラットホーム、ごみピット等に必要な脱臭及び薬剤噴霧装置を設けること。

2. 燃焼設備又は溶融設備

- (1) 溶融物の冷却方式として水冷方式を採用する場合には、溶融物に対し水量を十分に確保し、急激な蒸気発生のないようにすること。
- (2) 燃焼ガスの温度を一定温度以上に維持するとともに、運転停止時に廃棄物を燃やしきるために必要な能力を有する助燃装置を設けること。

3. 燃焼ガス冷却設備

集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200 以下に冷却することができる冷却設備を設けること。

4. 排ガス処理設備

本施設の煙突から排出されるガスによって、生活環境保全上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備（処理対象物の種類や燃焼方法等に応じてばいじんを十分に除去することができる集じん器を有するものに限る）を設けること。

5 . 余熱利用設備

廃棄物処理に伴う燃焼・溶融設備から発生する余熱については、本施設において可能な限り有効利用すること。

6 . 通風設備

白煙防止装置を設置すること。

7 . 灰出し設備

溶融飛灰を処理後に最終処分場へ搬入する場合には、薬剤処理、セメント固化処理等を行うことにより溶出基準を満足できる設備を設けること。

8 . 貯留・搬出設備

- (1) 金属類貯留設備(本施設から回収される金属類，溶融メタルを貯留するためのもの) は，十分な貯留能力を見込んだ大きさとすること。
- (2) 溶融スラグ貯留設備(本施設で生成される溶融スラグを貯留するためのもの) は，十分な貯留能力を見込んだ大きさとすること。
- (3) 溶融飛灰処理物貯留設備(本施設で生成し，その後の処理により生じた溶融飛灰処理物を貯留するためのもの) は，最終処分場への搬入頻度等を考慮し，十分な貯留能力を見込んだ大きさとすること。

9 . 排水処理設備

- (1) プラント排水(床洗浄排水，洗車排水 ，汚水等を含む) については，クローズド方式により施設外へ排出しないようにすること。但し，本施設の緊急時における排水対策を行うこと。
- (2) 生活雑排水については，合併処理浄化槽で処理し，その処理水をプラント用水として循環利用し，施設外へ排出しないようにすること。但し，施設の整備期間中は，生活雑排水を貯留する貯水槽を設け，貯留水の管理を随時専門業者に委託する等の措置を講ずること。

施設用地に設置する洗車装置からの排水を指す。なお、洗車装置は、洗車棟内で車輪等を自動的に洗浄できるようにすること。

10 . 電気・計装設備

- (1) 安定した焼却炉又は溶融炉運転の確保，運転作業員労務の軽減等のために，できる限り自動運転システムを導入すること。

(2) 運転管理が効率良く、かつ安全確実に出来るよう中央集中管理方式による電子計算機システム及びデータ処理システムを採用すること。

(3) 中央制御室用及び見学者用として次に示す箇所の映像を送受信するための ITV 設備を設置すること。

受入・供給設備における処理対象物の受入れ・供給状況

燃焼設備又は溶融設備における燃焼又は溶融状況

溶融スラグ等の搬出状況

煙突における排ガスの拡散状況

その他必要な場所

1 1 . 周辺住民への情報公開設備

(1) 事業者は、施設の運転状況に係る主要なデータを周辺住民に情報公開するために本施設の入口付近に情報公開設備を設置するとともに、本施設のホームページを開設すること。

(2) 情報公開設備の表示項目は、排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類等とすること。

(3) ホームページ上の表示項目は、主に施設概要及び上記(3)の内容とするが、広域組合と協議して決定すること。

1 2 . 見学者用説明設備

1 2 . 1 施設全体模型

(1) ガラスケース入り又はアクリルカバー入り、かつキャスター付及び照明付の施設全体模型又はその相当品を設置すること。

(2) 施設全体模型を採用する場合には、その縮尺を 1 / 100 程度にするとともに、押しボタン方式を採用し、その表示ランプを 10 箇所以上設置すること。

(3) 工場棟の内部構造が見えるようにすること。

1 2 . 2 説明用パネル

(1) 施設概要(フローシート等) を説明するためのパネル又はその相当品を設置すること。

(2) パネルを採用する場合には、その大きさを市販品の自立型黒板のうち最大寸法とすること。

1 2 . 3 説明用映写設備

(1) 処理工程について音声・音楽入り(一部アニメーション) で 10 分程度の映像作品を

作成するとともに、それを再生するためのカラー映写設備を設置すること。

(2) 映写設備の大きさは、140 インチ程度とすること。

12.4 説明用音声設備

(1) 工場棟の見学者用通路等の必要箇所にボタン等を押すことによって、その箇所を説明する音声設備を5箇所以上設置すること。

(2) 音声設備の設置箇所は、広域組合と協議の上で決定すること。

12.5 説明用パンフレット

(1) 施設概要を説明するためのカラー刷(多色版)パンフレットを作成すること。

(2) パンフレットは、大人用と子供用に分けてそれぞれ作成するものとし、それぞれの内容については広域組合と協議の上で決定すること。

(3) 施設の完成時において大人用、子供用ともに10,000部作成すること。但し、施設運営時においてもすべての見学者に対応できるように必要に応じて増刷すること。

第3節 建築物等の設計・施工

1. 施設配置・動線計画

1.1 施設配置計画

本施設は、以下の事項に留意して施設用地内に配置するものとする。

(1) 動線計画との整合に十分配慮して工場棟、管理棟(工場棟と一体とすることも可)、計量棟、駐車場、洗車設備等を合理的に配置すること。

(2) 周辺環境と調和を図るとともに、西石見地区広域農道、農道取付道、進入路からの景観に十分配慮して上記の建築物等を配置すること。

(3) 来客者や見学者などがわかりやすい位置にエントランスホール(あるいは管理棟)を配置すること。

(4) 環境保全の観点から、施設用地内に可能な限り多くの緑地を配置すること。

1.2 動線計画

施設配置計画との整合を十分図るとともに、以下の事項に留意して動線計画を行うこと。

(1) 処理対象物の搬入車両及びスラグの搬出車両は安全かつ円滑な運転ができるように原則として一方通行とし、車両動線の交差を極力避けること。止むを得ない場合には、

待車ペースを見込んだ見通しの良い動線を確保すること。

- (2) 一般車動線は、原則として処理対象物等の搬入出車両動線と分離すること。
- (3) 持込可燃ごみの搬入車両については、搬入時と搬出時の2回計量ができるようにするとともに、搬出時にごみ量及び料金徴収の伝票管理がスムーズにできるように動線を確保すること。
- (4) 安全性を確保するために、歩行者動線と車両動線を明確に分離すること。

2. 建築物及び建築設備

2.1 建築計画

- (1) 見学者用の会議室及びトイレ、空調換気のための機械室等必要な各室を適切に配置すること。
- (2) 見学者用として、大会議室(100m²)と小会議室(40m²)を設置すること。
- (3) 男女別の見学者専用及び身体障害者専用のトイレを設置すること。
- (4) 見学者対応として、主要設備については安全に見学が行えるように廊下や屋根を設けた構造とするとともに、施設の稼働状況及び環境に関する規制の遵守状況等を把握するためのガラス張り閲覧設備を設けること。
- (5) 建物出入口にバリアフリーに配慮したスロープの設置、階段、通路に手すりの取り付け等を行うこと。
- (6) できるだけごみ処理施設のマイナスイメージを軽減するとともに、周辺環境と調和した外観デザインとすること。
- (7) 外壁材料は、耐久性の高いものとする。
- (8) 各部屋の機能、用途に応じて騒音防止用の適切な内壁材を用いるとともに、温度、湿度、臭気対策等も十分考慮した内部仕上とすること。

2.2 構造計画

- (1) 建築物は、設計基準に基づく十分な構造耐力を有するとともに、荷重及び外力を確実に地盤に伝達できる構造とすること。
- (2) 建築物は、地盤条件に応じた基礎構造によって完全に支持されるものとし、荷重の偏在による不等沈下の生じない基礎とすること。
- (3) 燃焼設備、溶融設備等の重量の大きな設備を支持する架構及びクレーンの支持架構等は、十分な強度、剛性を保有し、地震時の荷重を安全に支持しうるものとする。特に、クレーン架構については、クレーン急制動時も検討すること。
- (4) プラットフォームの床は、搬入車両の通行を考慮し、日常の洗浄にも長期にわたって耐え得るものとする。沈下の影響を受けないようにすること。

2.3 建築設備計画

- (1) 会議室, 管理室等には, 各部屋の機能, 用途に応じて適切な給排水設備, 衛生設備, 空気調和・換気設備, 給湯設備, 建築電気設備, エレベータ設備等を設置すること。
- (2) 関係機関と協議のうえ消防関係法令に基づいて消火設備を設置すること。
- (3) 工場棟の安全性を確保するために必要な避雷設備を設置すること。
- (4) 施設用地内への外部からの侵入を防止するために必要な防犯設備を設置すること。

3. 外構施設

3.1 構内道路

- (1) 施設用地内の建築物及び緑地部分を除いた範囲にアスファルト舗装の構内道路を配置すること。
- (2) 道路幅員は, 2車線(9m)以上とすること。
- (3) 舗装構成は, 「アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会編)」等に基づいて決定すること。
- (4) 交通安全を図る上で必要な白線, 道路標識を設置すること。

3.2 駐車場

- (1) 従業員の乗用車以外に, 乗用車10台以上が駐車可能なスペースを設けること。
- (2) 見学者用のバス2台以上が駐車可能なスペースを設けること。

3.3 構内雨水排水

施設用地に設置済みの側溝に雨水を適切に排水すること。

3.4 門・囲障

- (1) 外部からの侵入を防止するため, 施設計画対象区域の外周に高さ1.5m程度のフェンスと入口部に高さ1.5m程度の門扉をそれぞれ設置すること。
- (2) フェンス及び門扉ともに景観に十分配慮すること。

3.5 植栽

施設用地内に配置する緑地には, 周辺環境と調和するよう常緑高木を主体として中木, 低木, 地被を植栽すること。

3.6 外灯

施設用地内に防犯及び安全管理の上で必要な外灯を設置すること。

第4節 その他付帯業務

1．生活環境影響調査

広域組合が平成14年度から平成15年度に実施した本施設に係る生活環境影響調査に基づいて予測評価の見直しを行って、再度、生活環境影響調査報告書としてとりまとめること。但し、生活環境影響調査に係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には、広域組合の協力が得られるものとする。

2．国庫補助金等申請手続き

整備計画書の作成などの国庫補助金申請手続きに係る一切の業務及び益田市が行う地方交付税交付金申請手続きに係る資料の作成及び提供を行うこと。但し、申請手続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には、広域組合の協力が得られるものとする。

3．一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き

本施設の施工にあたって必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第7条の第4項に定める一般廃棄物処理施設設置許可申請手続きに係る一切の業務を実施すること。その他、関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きに係る一切の業務を実施すること。但し、申請手続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には、広域組合の協力が得られるものとする。

4．周辺住民への対応

4.1 工事内容、工事スケジュール等の説明

本施設の施工にあたって、工事内容、工事スケジュール等の説明など周辺住民への対応に係る一切の業務を実施すること。但し、広域組合が担う必要がある場合には、広域組合の協力が得られるものとする。

4.2 環境保全協定の締結

本施設の施工及び運営にあたって、広域組合と周辺住民との3者による環境保全協定を締結すること。

5．緑地の整備

管理区域の中の西石見地区広域農道に接する約1haの用地に緑地を整備すること。但し、中木及び高木の植栽は行わないものとする。

6 . 管理区域の清掃及び除草

竣工式の前までに管理区域（約3ha）の清掃及び除草を行うこと。また，本施設の整備に起因して飛散したものがある場合には、これを撤去すること。なお，清掃，撤去，除草したものは，適正に処理処分を行うこと。

第3章 施設の運営に関する要件

第1節 運営に関する基本的事項

1. 適用範囲

本要求水準書は、本施設を適切に運営するために考慮すべき最低限の内容について定めたものである。従って、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を運営するうえで当然必要と思われるものについては、事業者の責任においてすべて行うこと。なお、事業者の運営状況について広域組合が別途モニタリングを行うが、その方法等は事業契約において定めるものとする。

2. 性能保証事項の遵守

事業者は、募集要項に記載した本施設に関する各種の要件を満足するとともに、「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら本施設の運転を行うこと。

3. 安全かつ安定な運転の励行

事業者は、常に安全に留意しながら安定した運転を行うこと。

4. 関係法令等の遵守

事業者は、本施設の運営にあたって、下記の関係法令、関連規制等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 騒音規制法
- (5) 振動規制法
- (6) 悪臭防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 消防法
- (9) 建築基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 電気事業法

- (12) 都市計画法
- (13) その他関係ある法令，規則，基準書等

5 . 運営に必要な有資格者等の確保

事業者は、本施設を運営するために必要な有資格者及びその他の人員を確保すること。

第 2 節 処理対象物の受入れ及び処理

1 . 処理対象物の受入れ

1.1 処理対象物の計量及びその記録と報告

- (1) 事業者は、広域組合が搬入した処理対象物の計量を行うこと。なお、持込可燃ごみは、搬入時と搬出時の 2 回計量を行うこと。
- (2) 搬入車両ごとに計量した処理対象物量の記録を基に、広域組合が指定した様式により日報、週報、月報を作成し、月に 1 回広域組合へ報告すること。

1.2 処理料金の徴収伝票発行及び督促

- (1) 事業者は、処理対象物を計量した後に料金徴収の伝票を広域組合に代行して発行し、収集運搬許可業者の運転手に渡すこと。
- (2) 事業者は、広域組合が抽出した督促対象者に対して、広域組合に代行して督促状を送付し、その結果を報告すること。

1.3 搬入出車両に対する安全管理

- (1) 搬入出車両が構内道路を安全に走行できるように適切に誘導し、事故がないようにすること。
- (2) プラットホームにおいては、車両が交差しないよう留意してごみピット、ダンピングボックス、出口等へ誘導すること。また、車両及び人がダンピングボックスやごみピットへ落下しないよう十分に注意を喚起しながら作業を行うこと。

1.4 処理対象物の性状の確認

- (1) 広域組合は構成市町村と協議しできる限り搬入する収集可燃ごみ中に処理不適物が混入しないよう努力するものとするが、処理不適物が混入した場合には、事業者はこれを排除すること。
- (2) 事業者は、排除した上記の処理不適物を処理不適物貯留設備に貯留し、定期的に最終処分又はそれと同等の処理を行うこと。

- (3) 持込可燃ごみを搬入車両から人力により荷下ろしする場合には、事業者は安全を喚起しながらダンピングボックスへの荷下ろしを手助けしながら処理不適物の有無を確認すること。
- (4) ダンピングボックスで処理不適物を見つけた場合には、事業者はこれを排除して持ち返させるとともに、搬入者に注意を促すこと。

2. 処理対象物の処理

- (1) 事業者は、「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら処理対象物を適正に処理すること。
- (2) 事業者は、常に安全に留意しながら安定した処理を行うこと。
- (3) 有害物、危険物等については、安全な保管を心がけること。

第3節 副生成物等の有効利用又は最終処分

1. 副生成物の有効利用

1.1 金属類

- (1) 本施設で発生した金属類（溶融メタルを含む。）については、事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。
- (2) 事業者は、広域組合の求めに応じ、金属類の有効利用用途、有効利用量、各種の検査データ等を提示すること。

1.2 溶融スラグ

- (1) 本施設で発生した溶融スラグについては、事業者が責任をもって可能な限り有効利用すること。
- (2) 事業者は、広域組合の求めに応じ、溶融スラグの有効利用用途、有効利用量、各種の検査データ等を提示すること。

2. 副生成物等の最終処分

2.1 溶融飛灰

- (1) 溶融飛灰については、最終処分場へ搬入する場合には、薬剤処理やセメント固化処理により無害化・安定化を図ること。
- (2) 事業者は、広域組合の求めに応じ、溶融飛灰の最終処分量、各種の検査データ等を提示すること。

3．最終処分への運搬

- (1) 金属類，溶融スラグ，溶融飛灰処理物及び処理不適物を最終処分する場合には，事業者が責任をもって最終処分場まで運搬すること。
- (2) 益田市最終処分場に有料で埋め立てできるものとする。

第4節 環境保全の管理

1．施設運転中の計測管理

- (1) 事業者は，本施設の運転にあたって表-6 に示した計測管理を実施すること。但し事業者が表-6 に示したものより更に詳細な計測を行うことも可とする。
- (2) 運営を継続する中で本施設の運転状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について事業者及び広域組合が合意した場合には，表-6 に示した計測管理項目及び計測頻度を適宜，変更できるものとする。

2．運転データの記録・報告及び情報公開

2.1 運転データの記録・報告

- (1) 事業者は，計測管理した運転データを基に広域組合が指定した様式により記録し，その記録を月に1回広域組合へ報告すること。

2.2 運転データの情報公開

- (1) 事業者は，本施設の入口付近に設置した情報公開設備により，施設の運転状況に係る主要な運転データを周辺住民に情報公開すること。
- (2) 情報公開設備による表示項目は，排ガス中のばいじん，硫黄酸化物，塩化水素，窒素酸化物，ダイオキシン類とすること。
- (3) 本施設のホームページ上に施設概要及び上記(2)の運転データを情報公開すること。なお，運転データは，施設の稼働日毎に更新すること。

3．施設の運転管理

- (1) 事業者は，排ガスに関する環境計測項目のうち，硫黄酸化物（連続計測は二酸化硫黄で代替），窒素酸化物，塩化水素，ダイオキシン類，ばいじんの測定値が第1章，第3節に定める環境保全基準値を上回った場合には，直ちに広域組合に報告し対応を協議の上，施設の改善を行うこと。
- (2) 上記(1)の測定値が法定規制値を上回った場合には，直ちに広域組合に報告し，本施設の稼働を停止すること。停止後は，以下の手順で本施設の復旧に努めるものと

する。

本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明

本施設の復旧計画及びごみ処理計画の提案（広域組合による確認）

他施設への委託処理及び本施設の改善作業への着手

復旧のための試運転の開始と運転データの確認（広域組合による確認）

本施設の稼働再開

表-6 広域処理施設の稼働に係る計測項目

区分	計測地点	項目	頻度		
			稼働初期	安定操業期	
ごみ処理	ごみ質	受入供給設備	種類組成, 三成分, 低位発熱量, 単位容積重量, 塩基度, 元素組成 (原則として各種別) に実施)	4回/年	4回/年
	受入量	受入供給設備	収集可燃ごみ(日量) 持込可燃ごみ(日量) リサイクルプラザ残渣(日量) 汚泥等(日量)	1回/日	1回/日
	処理量	燃焼・溶融設備	日処理量	1回/日	1回/日
	燃料等	投入口	燃料, 副資材, 薬剤, 電力, 水	連続	連続
	温度	燃焼・溶融設備	溶融温度, 二次燃焼室燃焼ガス温度	連続	連続
排ガス処理設備		集じん器入口ガス温度	連続	連続	
副生成物	金属類	金属類貯留設備	日発生量	1回/日	1回/日
			金属類組成	4回/年	1回/年
	スラグ	スラグ貯留設備	日発生量	1回/日	1回/日
			溶出試験 (pH, T-Hg, Cd, Pb, As, Cr ⁶⁺ , Se)	1回/月	1回/月
			ダイオキシン類含有量	4回/年	1回/年
	溶融飛灰	溶融飛灰処理設備	日発生量(溶融飛灰もしくは処理物)	1回/日	1回/日
溶融飛灰処理物の溶出試験			4回/年	1回/年	
溶融飛灰中のダイオキシン類含有量			4回/年	1回/年	
環境	排ガス	煙突	酸素, 一酸化炭素, 二酸化硫黄, 窒素酸化物	連続	連続
			ばいじん ²⁾ , 硫酸酸化物, 塩化水素 ²⁾	12回/年	6回/年
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
	騒音	敷地境界	L50, L5, L95	4回/年	* ¹⁾
	振動	敷地境界	L50, L10, L90	4回/年	*
排ガス	流量等	煙突, ボイラ, 冷却塔, バグフィルタ, 再加熱器, 触媒脱硝塔等のうち, 設置する設備	温度, 水分, 静圧/動圧	連続	連続
			流速, 流量	連続	連続

排水に関しては、広域処理施設の系外放出がある場合に、水質汚濁に係る排水基準の該当項目について計測を実施する。

1) 「*」は、必要に応じて適宜実施することを示す。

2) ばいじん及び塩化水素については連続計測を可能とする装置を設けることも可とする。

この場合、連続計測データの校正のため、稼働初期には4回/年、安定操業期には1回/年の頻度でバッチ計測を行うものとする。

第5節 施設の維持管理

1. 維持管理の実施方法

1.1 施設長期修繕更新業務計画書の作成

- (1) 事業者は、本施設の施工開始前までに施設の長期修繕更新業務計画書を作成し、実施すること。
- (2) 記載事項として実施年度毎の修繕更新の部分、部材及び機器等を記載すること。

1.2 施設年間維持管理計画書の作成

事業者は、毎事業年度の開始前に施設の年間維持管理業務計画書を作成し、実施すること。

1.3 維持管理実績報告書の作成

事業者は、施設の維持管理実績報告書を作成し、広域組合に月に1回報告すること。

2. 維持管理の実施

2.1 機械設備の維持管理

事業者は、性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するために必要なすべての保守管理、修繕更新、清掃を行うこと。

2.2 建築物等の維持管理

事業者は、建築物、建築設備、外構施設及び周辺用地の配水池の機能を維持するために必要なすべての保守管理、修繕更新、清掃を行うこと。

第6節 その他付帯業務

1. 施設見学者への対応

- (1) 事業者は、施設見学の申し込みに対する受付を行うこと。
- (2) 施設見学者に対しては、ていねいに対応するとともに、わかり易い説明を行うこと。
- (3) 施設見学の申し込み及び実施状況を記録し、広域組合に月に1回報告すること。

2. 施設の警備

- (1) 事業者は、本施設の財産を保全し、利用者の安全を守り、安全かつ快適な公共サービスの提供に支障を及ぼさないよう適切な防犯・防災警備を実施すること。

- (2) 24時間対応の防犯・防災警備を実施すること。
- (3) 災害等の緊急時には適切で迅速な初期対応をとるようにすること。
- (4) 施設内への侵入者を防止すること。
- (6) 警備結果報告書を作成し，月に1回広域組合に報告すること。

3 . 緑地の維持管理

- (1) 計画的にかん水及び施肥を行うとともに，害虫や病気から防御して，緑地を良好な状態に保つこと。
- (2) 植込みの植物が枯れた場合には，速やかに植え替えること。

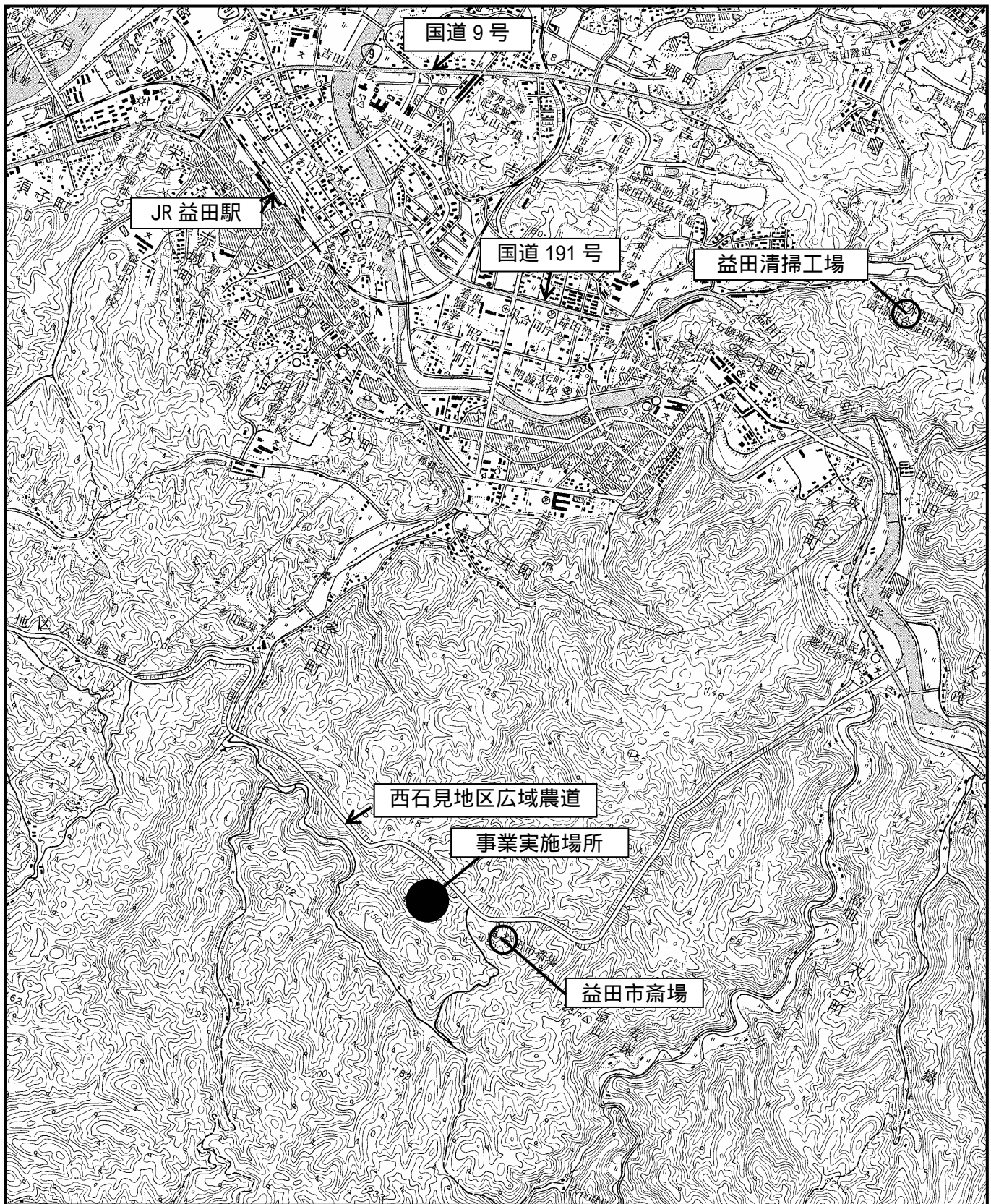
4 . 管理区域の清掃及び除草

- (1) 本施設及びそれ以外の管理区域の日常清掃と定期清掃を実施して常に清潔な状態に保つようにすること。
- (2) 管理区域の除草と，その刈草の適正な処理処分を年3回以上行うこと。
- (3) 進入路の道路側溝の堆積物を定期的に除去すること。

5 . 広域組合への施設所有権の移転手続き

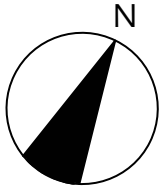
- (1) 事業者は，本施設の運営期間完了の3年前の時点から広域組合と運営期間が完了した後の本施設の取り扱いに関する協議を開始すること。
- (2) 広域組合への施設所有権の移転手続きに係る一切の業務を実施すること。但し，続きに係る窓口業務等を広域組合が担う必要がある場合には，広域組合の協力が得られるものとする。

添 付 資 料



事業実施場所

添付資料-1 事業実施場所



添付資料-4 処理量の将来予測値

処理量の将来予測値は、表 4-1 及び図 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 処理量の将来予測値

(単位：t/年)

年 度	収 集 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	リサイクル プラザ残渣 ¹	汚泥等 ²	合計
平成 9年度	11,000	4,776	-	-	15,776
平成10年度	11,147	4,854	-	-	16,001
平成11年度	11,412	4,862	-	-	16,274
平成12年度	11,323	4,932	-	-	16,255
平成13年度	11,308	4,808	-	-	16,116
平成14年度	11,194	4,712	-	2,081	17,987
平成15年度	11,577	4,691	296	2,117	18,681
平成16年度	11,569	4,672	438	2,154	18,833
平成17年度	11,556	4,654	434	2,227	18,871
平成18年度	11,544	4,629	430	2,300	18,903
平成19年度	11,491	4,614	628	2,300	19,033
平成20年度	11,435	4,591	616	2,409	19,051
平成21年度	11,395	4,558	612	2,409	18,974
平成22年度	11,335	4,533	606	2,482	18,956
平成23年度	11,293	4,508	602	2,482	18,885
平成24年度	11,260	4,479	595	2,482	18,816
平成25年度	11,210	4,446	588	2,482	18,726
平成26年度	11,155	4,420	581	2,482	18,638
平成27年度	11,119	4,380	581	2,482	18,562
平成28年度	11,067	4,351	577	2,482	18,477

計画目標年次

注) 出典：一般廃棄物(ごみ)処理基本計画報告書、平成15年3月、益田地区広域市町村圏事務組合
施設整備事業構想報告書、平成15年3月、益田地区広域市町村圏事務組合

- 1：益田市ならびに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクル施設における可燃残渣(木くず及びプラスチック類)
- 2：益田市外四町環境衛生組合ならびに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥

■ 収集可燃ごみ ■ 直接搬入可燃ごみ □ リサイクルプラザ残渣 ■ 汚泥等

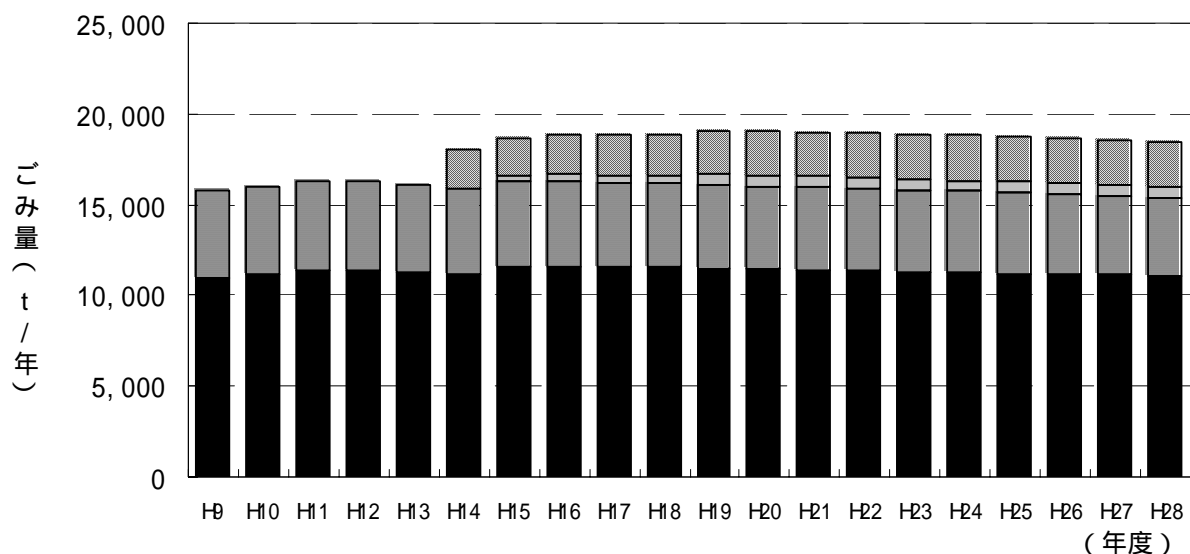


図 4-1 処理量の将来予測値

添付資料-5 性状分析結果

1. 益田清掃工場のピット内のごみ

益田清掃工場のピット内のごみ質分析結果は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 益田清掃工場のピット内のごみ分析結果

項 目		単 位	1 回目	2 回目
種類組成 (乾ベース)	紙類	%	61.6	31.3
	布類	%	2.9	23.5
	プラスチック類	%	11.8	7.2
	ゴム、皮革類	%	0.0	0.0
	木、竹、わら類	%	7.1	8.5
	ちゅう芥類	%	15.1	29.5
	金属類	%	0.0	0.0
	ガラス類	%	0.0	0.0
	土、石等その他不燃物類	%	1.5	0.0
単位体積重量		kg/m ³	204	160
三成分	水分	%	54.7	57.8
	灰分	%	6.6	4.9
	可燃分	%	38.7	37.3
高位発熱量(実測値)		kJ/kg	8,940	8,640
		kcal/kg	2,140	2,060
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	6,880	6,600
		kcal/kg	1,640	1,580
元素分析	炭 素	%	43.4	45.0
	水 素	%	6.7	6.2
	窒 素	%	1.24	0.88
	酸 素	%	34.04	35.84
	塩 素	%	0.06	0.31
	硫 黄	%	0.06	0.07

注) 1. 1J = 4.18605cal (計量法による)

2. 測定年月日: 平成14年4月10日

2. リサイクルプラザのプラスチック類

リサイクルプラザのプラスチック類のごみ質分析結果は、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-2 リサイクルプラザのプラスチック類のごみ質分析結果

項 目		単 位	値
種 類 組 成 (乾 ベ ー ス)	紙類	%	1.3
	布類	%	1.0
	プラスチック類	%	57.8
	ゴム、皮革類	%	0.0
	木、竹、わら類	%	1.5
	ちゅう芥類	%	0.0
	金属類	%	9.0
	ガラス類	%	25.8
	土、石等その他不燃物類	%	3.6
	単位体積重量		kg/m ³
三 成 分	水分	%	3.1
	灰分	%	45.5
	可燃分	%	51.4
高位発熱量（実測値）		kJ/kg	24,610
		kcal/kg	5,880
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	23,090
		kcal/kg	5,520

注) 1. 1J = 4.18605cal (計量法による)

2. 測定年月日：平成14年4月11日

3. し尿処理施設の余剰汚泥

し尿処理施設の余剰汚泥のごみ質分析結果は、表 6-3 に示すとおりである。

表 6-3 し尿処理施設の余剰汚泥のごみ質分析結果

項 目		単 位	値
単位体積重量		kg/m ³	719
三 成 分	水分	%	71.2
	灰分	%	2.5
	可燃分	%	20.2
高位発熱量（実測値）		kJ/kg	4,460
		kcal/kg	1,070
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	2,340
		kcal/kg	560
低位発熱量（計算値：三成分の式）		kJ/kg	2,010
		kcal/kg	480

注) 1. 1J = 4.18605cal (計量法による)

2. 測定年月日：平成14年4月11日

添付資料-6 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

収集及び持込可燃ごみ形状の現状は，表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

種 類	具体例	備 考
厨芥類	料理くず，残飯，貝殻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水を十分切る。 ・ 油は固める，または布・紙にしみこませる。 ・ インスタント食品の容器，食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
木竹類	木くず，まな板，庭木，割り箸，竹串，草	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 c m程度に切断する。 ・ 厚さ 3 c m以上は不可。 ・ 草は，土を取り乾燥させて袋に入れる。
紙類	再生できない紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙オムツの汚物は必ず取り除く。 ・ インスタント食品の容器，食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
布類	古着，布団，じゅうたん（電気式は除く），クッション（スポンジ部分等は不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 c m程度に切断する。 ・ ジッパー・ボタン等の金具類，プラスチック類は取り外す。
革類	鞆，靴，ジャンパー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金具類は取り外し，20 c m程度に切断する。

注) たたみ，プラスチック類は受入れない。

添付資料-7 月別処理量の実績値

益田清掃工場における月別処理量の実績値は、表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 月別処理量の実績値

	(単位 kg)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 9年度	1,100,500	1,217,860	1,138,080	1,225,240	1,154,520	1,125,980	1,116,500	1,031,120	1,288,240	1,104,800	977,320	1,175,040
平成 10年度	1,194,660	1,118,100	1,214,500	1,263,840	1,255,620	1,118,240	1,159,100	1,083,520	1,177,380	1,086,820	958,020	1,198,780
平成 11年度	1,217,220	1,151,060	1,199,760	1,240,460	1,300,100	1,133,980	1,104,560	1,208,700	1,197,500	1,168,520	1,051,820	1,166,580
平成 12年度	1,084,300	1,273,840	1,253,080	1,237,660	1,318,120	1,128,820	1,241,980	1,149,780	1,217,260	1,149,520	995,960	1,173,380
平成 13年度	1,185,720	1,255,120	1,208,420	1,311,240	1,234,760	1,038,460	1,226,240	1,171,720	1,193,580	1,168,120	1,006,500	1,157,360
平成 14年度	1,367,400	1,403,020	1,203,580	1,411,820	1,351,720	1,203,180	1,282,660	1,181,980	1,342,920	1,269,600	1,095,640	1,239,000

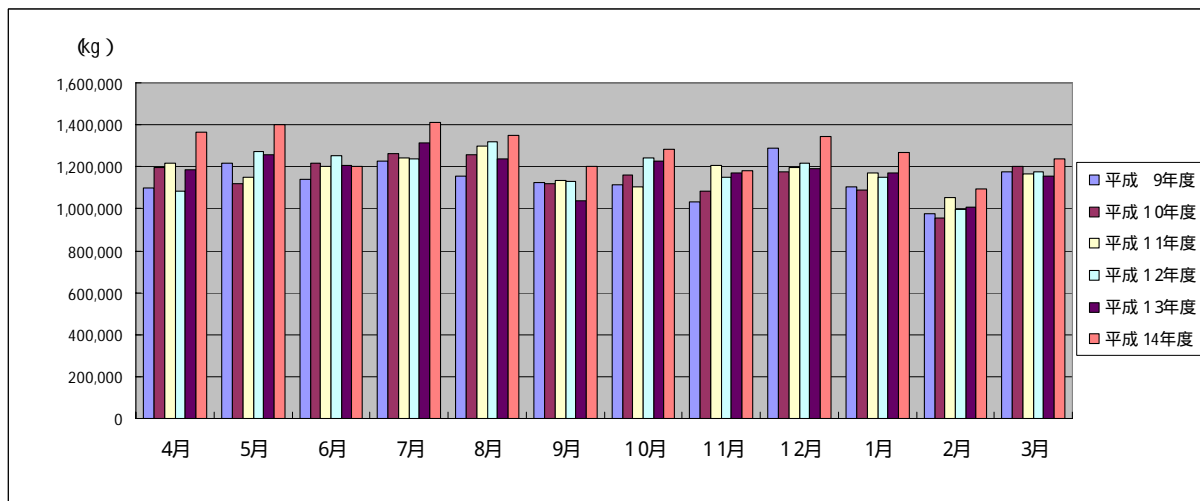


図 7-1 月別処理量の実績値